

板橋区退職職員感謝要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職務に精励し、区政の向上と発展に功労のあった職員に対し、その退職に際して感謝の意を表し、その功労に報いることを目的とする。

(対象となる職員の範囲)

第2条 対象となる職員とは、板橋区長を任命権者とする職員をいう。

(感謝の基準)

第3条 感謝の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 定年により退職する者

(2) 次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する者で功労が顕著な者

ア 幹部職員として勤務し、当該職に概ね3年以上在職し、退職する者

イ 係長及びこれに準ずる職にある者で、当該職に概ね12年以上在職し、退職する者

ウ その他、区長が特に必要と認める者

(感謝の方法)

第4条 感謝は、次条の規定により区長が感謝の該当者に決定した職員が退職する日に、次に掲げるいずれかの方法で行う。

ア 感謝状の授与及び記念品の贈呈

イ 感謝状の授与

(感謝の決定)

第5条 感謝の該当者及び前条に規定する感謝の方法は、区長が決定する。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

付 則

1 この要綱は、昭和51年11月30日から施行する。

2 東京都板橋区永年勤続感謝要綱（昭和40年3月31日適用）は廃止する。

付 則

1 この一部改正は、昭和59年11月28日から施行する。

2 改正後の要綱第3条の(1)の規定は、この要綱の施行の日以後昭和60年3月31日までの間に退職する職員のうち、退職の日において年齢61年（「職員の定年等に関する条例」（昭和59年板橋区条例第3号）第3条ただし書きに規定する職員にあっては年齢66年）に達している者については適用しない。

付 則

この一部改正は、昭和60年4月23日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年10月15日から施行する。